

第5編 人事・給与

○沖縄大学職員就業規則

(1994年 4月 1日制定)

改正	1998年12月22日	2013年4月22日
	2000年 1月26日	
	2001年 3月28日	
	2002年 3月27日	
	2007年 7月 9日	
	2007年10月15日	
	2008年 3月17日	
	2008年 7月22日	
	2008年11月17日	

(休職等)

第21条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは、休職を命ずることができる。

- (1) 結核性疾患のため、長期の療養を必要とするとき。
- (2) 職務外の事由による傷病又はやむを得ない事由により勤務できないとき。
- (3) 職務上の事由による疾病により勤務できないとき。
- (4) 家事その他の自己の都合により勤務できないとき。
- (5) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (6) 留学その他の事由により職務を離れたとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理職会議に諮り、特別の事情により休職させることが適当と認めたとき。

2 育児・介護休業については、別に定める沖縄大学職員育児・介護休業等に関する規程(2007年7月9日制定)による。

3 第1項第6号の規定により休職を命じられる職員は、あらかじめ所属長と調整の上、理事長又は学長に対し、これを願い出なければならない。

(休職期間)

第22条 前条に定める休職の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1項第1号の規定による休職 1年を超えない範囲で必要と認める期間(当該期間が1年に満たない場合において、当該期間満了の日から起算して

第5編 人事・給与 (沖縄大学職員就業規則)

6月以内に再び結核性疾患により療養を要するときは、1年から当該期間を除いた期間)

- (2) 前条第1項第2号の規定による休職 第16条の2の規定により与えられた90日を除き3年を超えない範囲で必要と認める期間 (当該期間が3年に満たない場合において、当該期間満了の日から6月以内に同一又は同種の疾病若しくはやむを得ない事由により欠勤するときは、3年から当該期間を除いた期間)
- (3) 前条第1項第3号の規定による休職 2年を超えない範囲で必要と認める期間
- (4) 前条第1項第4号の規定による休職 2年を超えない範囲で必要と認める期間
- (5) 前条第1項第6号及び第7号の規定による休職 休職の事由がなくなるまでの期間

第6章 表彰及び懲戒

(表彰)

第31条 次の各号の一に該当する職員には、理事長がこれを表彰する。

- (1) 本学のために特に功労のあった者
- (2) 学術研究に特に功績のあった者
- (3) 長期間にわたり誠実勤勉に勤務した者
- (4) 災害を未然に防止し、又は災害の際特に功労のあった者
- (5) その他表彰に値する功績のあった者

第32条 表彰は、次の各号の一又は二以上を併せて行う。

- (1) 賞状授与
- (2) 賞品又は賞金の授与
- (3) 特別の昇給
- (4) 休暇の付与その他適当と認める措置

(懲戒)

第33条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは、職務規律の向上を図るため、懲戒を行うことができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは業務の遂行又は運営を阻害するような行為があったとき。
- (2) 重要な履歴を偽り、又は不正な手段によって採用されたことが判明したとき。
- (3) 正当の理由なく、又は必要な手続をとらずに無断欠勤したとき。
- (4) 職務上の届出を怠り、又は勤務上の諸規則に違反したとき。
- (5) 職務上の秘密を漏らしたとき。

第5編 人事・給与 (沖縄大学職員就業規則)

- (6) 故意又は重大な過失により、本学に損害を与えたとき。
- (7) 本学の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。
- (8) 理事長の許可なく、在籍のまま本学以外の業務に従事し、及び本学の業務に重大な支障をきたし、その廃止又は停止の勧告に応じないとき。
- (9) セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等人権侵害に該当する行為があったとき。
- (10) 刑法犯に該当する行為があったとき。
- (11) 素行不良で、本学の秩序又は風紀を乱したとき。
- (12) この規則その他本学の規程に違反したとき。

(懲戒の種類及び内容)

第34条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じて、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、第1号から第3号までの懲戒をするときは、始末書を提出させるものとする。

- (1) 戒告 将来を戒める。
- (2) 減給 1回について平均賃金の1日分の半額以内の給与を減ずる。この場合において、減額する給与の総額が当該支給期の総額の10分の1を超えてはならない。
- (3) 停職 6か月以内の期間を定めて出勤を停止する。この場合において、その期間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 予告期間を設けずに解雇する。第42条の規定に基づき算出した退職手当の3分の1を減額する。
- (5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに解雇する。

(懲戒をしようとする場合の手続)

第35条 理事長は、懲戒処分をしようとする場合には、教育職員にあっては学部教授会及び全学教員会議に、教育職員以外の職員にあっては事務職全体会議に諮ったうえで、理事会の議を経て、これをしなければならない。

2 理事長は、懲戒処分をしようとする場合には、当該懲戒処分の名あて人となるべき職員について、意見陳述のための手続として、弁明の機会を与えなければならない。

3 前項に定める手続のほか、懲戒に関するその他の手続は、別に定める。

(就業の禁止)

第36条 理事長は、第33条各号に定める行為をした職員に対し、管理職会議に諮ったうえで理事会の議を経て、懲戒を行う前においても、就業を禁止することができる。

第5編 人事・給与 (沖縄大学職員就業規則)

(損害賠償)

第37条 職員が不正行為により本学に対し損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。